

議案第17号

三朝町被災者住宅再建支援条例の一部改正について

次のとおり三朝町被災者住宅再建支援条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

三朝町被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

三朝町被災者住宅再建支援条例（平成13年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自然災害 自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 町内で1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 全壊世帯 自然災害（自然災害の</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自然災害 自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 全壊世帯 自然災害（自然災害の</p> |

うち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅(町内に存するものであって、発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずるものとして町長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。)が全壊した世帯

イ及びウ 略

(3)及び(4) 略

別表(第3条、第4条関係)

略

うち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅(発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずるものとして町長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。)が全壊した世帯

イ及びウ 略

(3)及び(4) 略

別表(第3条及び第4条関係)

略

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、この条例による改正後の三朝町被災者住宅再建支援条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。